

○高山市朝日高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例

平成17年2月1日

条例第36号

改正 平成26年3月27日条例第18号

(設置)

第1条 年々高齢化が進む中で、農業の生産活動及び地域社会活動に高齢者がいかに参加し、また、地域の若者が農業の生産活動に参加して高齢者とのコミュニケーションを図り、特産品の生産及び製造販売活動を通じ、更に都市との交流を図りながら、地域の活性化を図るため、高山市朝日高齢者・若者センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 高山市朝日高齢者・若者センター
- (2) 位置 高山市朝日町甲178番地

(管理)

第3条 センターは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

- 2 施設の一部の管理を地域の活性化を図る目的で組織された団体に委託して運用することができる。

(使用の許可)

第4条 センターの施設又は附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を許可しないことができる。

(使用)

第6条 第4条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

- 2 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の許可を取り消し、使用を停止させ、又は退館を命ずることができる。

(使用料)

第7条 使用者は、次に定める使用料を納付しなければならない。

| 施設の名称 | 使用料金 (円) | | | |
|-------------|----------|-------|-------|--------|
| | 半日 | 夜間 | 全日 | 月額 |
| 特産品加工室 | | | | 10,280 |
| 研修室 | 1,080 | 1,620 | 3,240 | |
| 談話室及び特産品販売室 | | | | 30,850 |

(平25条例18・一部改正)

(使用料の還付)

第8条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により使用することができないときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、施設又は設備を故意又は過失により損傷した場合において原状回復ができないときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、朝日村高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例(平成3年朝日村条例第12号。以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定に基づき、センターを使用した者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月27日条例第18号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

第4条 この条例第2条の規定による改正後の高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の別表の規定、第3条の規定による改正後の高山市児童センター管理条例の別表の規定、第4条の規

定による改正後の高山市福祉センター管理条例の別表の規定、第5条の規定による改正後の高山市ふれあい会館管理条例の別表の規定、第6条の規定による改正後の高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例第5条第2項の規定、第8条の規定による改正後の高山市営火葬場の設置及び管理に関する条例第6条の表及び第7条第2項の表の規定、第9条の規定による改正後の高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の別表第1の規定、第10条の規定による改正後の高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第11条の規定による改正後の高山市彦谷の里滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第12条の規定による改正後の高山市荒城農業体験交流館の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第13条の規定による改正後の高山市朝日高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例第7条の表の規定、第14条の規定による改正後の高山市市民ふれあいファミリー農園の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定、第16条の規定による改正後の高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定、第17条の規定による改正後の高山市公設地方卸売市場業務条例第52条第1項の規定、第18条の規定による改正後の高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第19条の規定による改正後の高山市スキー場の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第29条の規定による改正後の高山市下水道センター管理条例の別表の規定、第30条の規定による改正後の高山市立学校の設置等に関する条例の別表第1及び別表第2の規定、第31条の規定による改正後の高山市民文化会館条例第16条第1項及び別表第1の規定、第32条の規定による改正後の高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例の別表の規定、第33条の規定による改正後の高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例の別表の規定、第34条の規定による改正後の高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第35条の規定による改正後の高山市図書館の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第36条の規定による改正後の高山市公民館設置条例の別表第2の規定、第37条の規定による改正後の高山市飛騨プラネタリウムの設置及び管理に関する条例の別表の規定、第38条の規定による改正後の高山市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第39条の規定による改正後の高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の別表第2の規定、第40条の規定による改正後の飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例の別表の規定並びに第41条の規定による改正後の高山市鈴蘭シャンツェの設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定は、施行日以後の使用に対する使用料等で施行日以後に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の使用に対する使用料等及び施行日以後の使用に対する使用料等で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。